



# 習志野市産後ケア事業

令和3年度

ご家族からの援助が受けられず、心身の不調等により自宅での育児が困難と思われる方を対象に、産後ケア事業を実施しています。産後の育児にご心配やお悩みがある場合はご相談ください。利用の申請は産後となりますが、妊娠中から相談を受付けています。

★対象者……下記の全てに当てはまる乳児と母親が対象です。

- ① 習志野市民で、産後4か月未満の乳児（※1）とその母親
- ② ご家族から産後の援助を受けられない方
- ③ 育児不安や心身の不調があり、支援が必要な方  
(感染症などにかかっている方や治療が必要な方はご利用できません)
- ④ ①～③を満たし、かつ市が必要と判断した方

※1：早産で生まれた場合の利用可能期間についてはお問い合わせください

★サービス内容……施設利用中は母子の体調にあわせて下記のケアを受けることができます。

- ◆おかあさんのケア（母体の休息、母体の健康状態のチェック、心身のケア）
- ◆あかちゃんのケア（あかちゃんの健康状態、体重、栄養チェック）
- ◆育児相談、授乳指導、沐浴指導など



## <注意事項>

- 利用の申請受付は産後となります。また、ご利用には面接と審査が必要です。
- 医療機関の空き状況等により、ご希望どおりに利用できないことがあります。

## ★実施施設

谷津保健病院	習志野市谷津4-6-16
愛育レディースクリニック	船橋市習志野5-8-16
山口病院	船橋市西船5-24-2
共立習志野台病院	船橋市習志野台4-13-16
前田産婦人科	八千代市八千代台東1-6-17

## ★ご利用料金・ご利用期間

利用者負担 ※	利用期間
1泊2日： 5,600円（1日追加につき 2,800円） ※多胎児の場合は1日につき 400円加算	最大7日間（12/29～1/3は除く） ※審査により利用日数を決定いたします

※住民税非課税世帯は 1泊2日2,800円（1日追加につき 1,400円）、生活保護受給世帯は無料。

※実施施設で行うオプションサービスについては、別途負担となります。

## ★ご利用方法

### 1. 相談・申請



利用を希望される方は、健康支援課母子保健係へご相談のうえ、利用申請をしてください。申請は産後となりますが、妊娠中からご相談いただけます。

### 2. 事前訪問



担当保健師が家庭訪問いたします。「習志野市産後ケア事業利用申請書」にご記入いただき、育児状況や産後の支援状況をお伺いいたします。

### 3. 利用の決定



利用申請書等に基づき審査した結果、**利用承認（不承認）通知書**を発行します。また、利用承認（不承認）について担当者よりご連絡をいたします。当日の持ち物や到着時刻等の確認を実施施設と行っていただきます。

### 4. 産後ケアの利用



ご利用の際には**利用承認通知書**を実施施設へご提示ください。利用料金は、ご利用後に実施施設へ直接お支払ください。

※キャンセルは利用日の前々日の17時までに（土日祝、年末年始を除く）健康支援課 母子保健係までご連絡ください。

### 5. 事後訪問

ご利用後のご様子を、担当保健師が家庭訪問で確認します。

<相談・申請窓口>

習志野市役所 健康支援課 母子保健係  
〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1

【TEL】 047-453-2967 【FAX】 047-454-2030  
(月～金 8:30～17:00まで)

